

ぎふ労働局 通信 2023 10

岐阜労働局・労働基準監督署・ハローワーク

最低賃金が改正されました！

岐阜県最低賃金	
時間額	950円 (40円アップ)
発効日	令和5年10月1日



年齢に関係なく、パートや学生アルバイトなどを含め、県内で働くすべての労働者に適用されます。

10月1日～7日は「全国労働衛生週間」です

スローガン

目指そうよ二刀流 ころとからだの健康職場

昭和25年の第1回実施以来、今年で第74回目となる全国労働衛生週間は、労働衛生に関する国民の意識を高め、事業場における自主的な労働衛生管理活動を通じて労働者の健康を確保すること等を目的としています。

本年も9月1日から9月30日までを準備期間、10月1日から7日までを本週間として、これらの期間中、広報や講習会等の各種機会を通じて

- ・高齢労働者の安全と健康確保のための対策の推進
 - ・過重労働による健康障害の防止対策の推進
 - ・メンタルヘルス対策の強化
 - ・自主的な化学物質管理による化学物質健康障害の防止
- など、労働衛生管理活動の推進に向けた周知啓発を行います。

くわしくは
こちら



建築物の解体・改修工事の事前調査は、令和5年10月1日から、「建築物石綿含有建材調査者」の資格が必要になります。



建築物等の解体・改修の作業を行うときには、石綿等使用有無について事前調査が必要です。石綿障害予防規則等の改正により、事前調査を実施する者は、「建築物石綿含有建材調査者」が行うことが義務付けられました。

建築物石綿含有建材調査者は、建築物石綿含有建材調査者講習を受講・合格した者など法令で定める必要な知識を有する者とされています。なお、改正法等の施行は令和5年10月1日からですが、施行日までに必要な調査者の確保をお願いします。



詳細は、「石綿総合情報ポータルサイト」でご確認ください。

プラチナくるみん取得企業を YouTubeで紹介中！



仕事と子育ての両立支援制度の導入や利用が進み、高い水準の取組を行っている企業がつけることができる「プラチナくるみん」マーク！

岐阜県内での取得はまだ3社しかありません。今回は、そのうちの2社を直撃インタビュー！認定取得のメリットやうれしい効果、両立支援の取り組み方法などをお伺いしました。ぜひ、ご参考ください

動画は
こちらから



企業の魅力UPセミナー

人が集まる、従業員の満足度が高まる職場づくりのカギを考えます。

令和5年11月16日(木) 13時30分～15時30分
長良川国際会議場 4階大会議室

★講演

「応募者はここを見ている！魅力ある求人の方法」
社会保険労務士 五十川 将史 氏
(ぎふ働き方改革推進支援センター専門家)

★事例発表&パネルディスカッション

「わが社はこうして働き方を変えた！魅力UPした4社の取り組み」
パネリスト企業 内堀醸造(株)、(株)スズキ工業所
(社福)善心会、丸入産業(株)

申込は
こちらから



「業務改善助成金」が拡充されました！

～対象事業場拡大、助成率区分見直し、賃金引き上げ後の申請が可能に～

8月31日から、事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）を引き上げ、設備投資等を行った中小企業・小規模事業者等に、その費用の一部を助成する「業務改善助成金」の制度が拡充されました。

①対象事業場の拡大

対象事業場：事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が**50円以内**の事業場

②賃金引き上げ後の申請

対象：事業場規模**50人未満のみ**
2023年4月1日から12月31日までに**賃金引き上げを実施**していれば、賃金引き上げ**計画の提出は不要**

③助成率区分の見直し

900円未満	900円以上 950円未満	950円以上
9/10	4/5(9/10)	3/4(4/5)

()内は生産性要件を満たした場合

★ご不明な点は、コールセンターまで。(受付時間 平日 8:30～17:15)
業務改善助成金コールセンター 電話：0120-366-440

業務改善助成金について
くわしくはこちら👉



支援センターはこちらから👉



ぎふ働き方改革支援センターがお手伝いします。

社会保険労務士などの専門家が、無料で 賃金規定の見直しや助成金の活用などを含めたアドバイスを行います。



岐阜会場

毎年11月は「過労死等防止啓発月間」です。

過労死等 防止対策推進 シンポジウム



過労死をゼロにし、健康で充実して働き続けることのできる社会へ



お申込みは「過労死等防止対策推進シンポジウム」特設ページから

日時 **令和5年11月27日(月)**

13時30分～16時15分

場所 長良川国際会議場 4階大会議室

内容 基調講演
「産業医から見る過労自殺企業の内側」
大室産業医事務所
代表 大室 正志 氏



10月は年次有給休暇取得促進月間



両立支援等助成金（新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置による休暇取得支援コース）は9月30日で終了！

＜申請期限：令和5年11月30日＞

母性健康管理措置は継続します

母性健康管理措置は継続します
新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置による休暇取得支援コースは9月30日で終了しました。

助成金が終了した後も、母胎又は胎児の健康保持に影響があると医師等により指導を受けた場合には、母性健康管理措置に基づき事業主は休業等の必要な措置を講じなければなりません。

くわしくはこちら👉



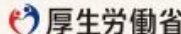
11月は労働保険未手続事業一掃強化期間です



働くを守る。
暮らしを守る。

労働保険

労働者を一人でも雇ったら必ず手続



くわしくはこちら👉



法人・個人を問わず事業主の方は、正社員、パート、アルバイトなど雇用形態にかかわらず、労働者を一人でも雇っていたら、労働保険の加入が必要です。